

岩手県告示第137号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年3月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年2月21日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸和組
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字沢川18番地2
 - ウ 代表者の氏名 佐藤和男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第1635号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成24年1月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年9月1日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 富士工機産業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市只越町三丁目7番16号
 - ウ 代表者の氏名 吉田英男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第5309号
- (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月29日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年2月16日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 芳田工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町字別字211番地
 - ウ 代表者の氏名 芳田保男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第150013号
- (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成24年2月6日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。